広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十二号

広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例

広島県吏員恩給条例(昭和八年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二第一項中「公営企業金融公庫」を「旧公営企業金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の広島県吏員恩給条例の規定は、平成二十年

十月一日から適用する。